

令和7年度加美町農業委員会  
第11回定例総会議事録

令和8年2月26日(木)

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

---

## 令和7年度第11回定例総会 議事録

---

1 開催日時 令和8年2月26日(木)午後1時30分～午後2時15分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員14名 / 農地利用最適化推進委員4名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 欠席委員(2名)

農 業 委 員	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		尾 形 明

## 5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	議案第29号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第30号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第32号	農用地利用集積等促進計画(案)について

## 6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤 登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤 美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山 明大

## 7 議事の経過及び結果

次のとおり。

---

## 第 1 1 回定例総会 議事の経過及び結果

---

〈午後 1 時 3 0 分 開会〉

\* 事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和 7 年度 加美町農業委員会 第 1 1 回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

\* 事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長となり、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

\* 議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員 1 4 名、農地利用最適化推進委員 4 名です。1 3 番 澁谷涼子委員、尾形明推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 議事録署名委員の指名

\* 議長（板垣文一会長） 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9 番 高橋秀生委員、1 0 番 青砥美恵子委員をお願いいたします。

---

### 日程第 2 会期の決定

\* 議長（板垣文一会長） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— 「異議なし」の声あり —

\* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 3 会議書記の指名

\* 議長（板垣文一会長） 日程第 3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

---

日程第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

\*議長（板垣文一会長） 日程第4、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和8年2月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり全16件の許可申請について説明 〕

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について、尾形明推進委員に代わり事務局が報告します。

\*事務局（畠山明大係長） 令和8年2月22日に譲渡人、譲受人へ電話にて聴き取り調査を行いました。譲渡人は譲受人から見て本家にあたり、今回離農するということで譲受人が耕作することとなりました。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番について、5番 佐藤健喜委員をお願いします。

\*5番（佐藤健喜委員） 申請番号2番につきまして、2月21日、申請者お二人に聴き取り調査を行いました。申請地は今まで譲渡人の本家の方が耕作しておりましたが、昨年体調を崩し耕作ができなくなったとのことで、近所の譲受人へ相談したところ売買でも良いと言ってくださり今回の申請に至りました。現在申請地の隣も譲受人が耕作していることから、効率的な部分でも問題ないと思われます。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号3番について、長沼一弥推進委員をお願いします。

\*（長沼一弥推進委員） 2月21日、譲受人にお会いして聴き取り調査を行いました。12月に譲渡人家族が所有する農地を譲受人へ売買しておりますが、譲渡人のご実家に隣接している農地が残っており、そちらも引き受けてほしいとの相談を受けて今回の売買となりました。現在ハウスが建っておりますが、今後はそちらを片付けて利用していくそうです。その後、譲渡人とも電話で聴き取りを行い現地を確認した結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号4番、5番について、9番 高橋秀生委員お願いします。

\*9番（高橋秀生委員） 申請番号4番につきまして、2月18日に譲渡人、譲受人へ電話にて聴き取り調査を行いました。譲渡人には耕作できる家族がおらず、以前からこの農地を管理していた譲受人へ売買することとなりました。譲り受けた後は畑として野菜を作っていくとのこと。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。

続きまして申請番号5番について、2月19日に譲受人へ電話にて聴き取り調査を行いました。譲受人が空き家バンクを通して購入した居宅に、今回の申請地が附随しており、入居後は野菜や米を耕作していきたいということです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号6番について、佐藤繁推進委員お願いします。

\*（佐藤繁推進委員） 2月17日、譲渡人へは電話で、譲受人へは直接お会いして聴き取り調査を行いました。譲受人は30年以上前から、譲渡人宅の農地を借りて耕作しておりました。譲渡人が農地を相続し、農業を営む予定はなく、今回売買の条件が整ったため申請に至ったものです。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号7番、8番について、7番 小山京子委員お願いします。

\*7番（小山京子委員） 申請番号7番について、令和8年2月21日に貸主、借主へ電話にて聴き取り調査を実施いたしました。申請地は積雪のため確認できませんでしたが、借主は地域の担い手であり、今回5年間の貸借の設定となります。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。

続いて申請番号8番について、貸主へは2月21日に、借主には2月23日に電話にて聴き取り調査を実施いたしました。借主は地域の担い手であり、こちらも5年間の貸借の設定で、現地を確認したところ、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労さまでした。次に申請番号9番から12番について、事務局お願いします。

\*事務局（畠山明大係長） 申請番号9番から12番につきましては、昨年農地を集約している法人による案件です。譲受人は平成28年に設立された農業法人で、主に肉用牛の繁殖と肥育を行っており、登米市で約2千頭の牛を飼育しております。砂坂囲いの農地は約34haございますが、今回譲受人が買受ける農地と、昨年購入した農地合わせ119筆で約29.5haとなります。残り4.6haについても全てではございませんが、現在の耕作者が手放すタイミングで随時申請をする予定

とのことです。今回の申請も合わせると、砂坂地区の8.5割を購入することとなるため、地域調和要件に支障のないものと判断いたしました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。審議に入る前に議案第29号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、6番 鈴木英明委員です。6番 鈴木英明委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後1時48分〉

\*議長（板垣文一会長） これより申請番号1番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、申請番号1番についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、6番 鈴木英明委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後1時49分〉

\*議長（板垣文一会長） 続いて、申請番号2番から16番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

日程第5 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について

\*議長（板垣文一会長） 日程第5、議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和8年2月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

申請番号1

申請地は鳥屋ヶ崎字倉沢道下の畑1筆、面積は223㎡。申請事由は駐車場用地とするものです。

申請地は既に農地ではなくなっているため、始末書の提出がございます。既に亡くなっている申請人の父が、平成9年に申請地の南側に旧住宅を移設した際、申請地南側の土地は転用許可を受けたものの、申請地は転用許可を受けずに北側に新築した住宅と一体の宅地として利用しておりました。申請地は加美町宮崎支所の南東約4.5kmに位置し、鳥屋ヶ崎集落内に介在する農地ですが、周辺の農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。既存の現況宅地面積の二分の一を超えない拡張で、既存宅地に隣接して整備するためやむを得ないと判断いたしました。

申請番号2

申請地は谷地森字坂下の畑1筆、面積は1,454㎡。申請事由は住宅・車庫・倉庫の建築用地とするものです。

申請地は既に農地ではなくなっているため、始末書の提出がございます。既に亡くなっている申請人の義父が、昭和49年に住宅、車庫、倉庫を建築しており、申請人が嫁いできた時には現在の状況でありました。今回リフォームするにあたり土地の調査を行ったところ、早期転用が発覚したものです。申請地は加美町宮崎支所の北西約2.6kmに位置し、谷地森集落内に介在する農地ですが、周辺の農地と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。用途が住宅用地であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、15番 杉村昭宏委員お願いします。

\*15番（杉村昭宏委員） 2月13日に、猪股委員、中村委員、私、事務局2名の合計5名で現地調査を行いました。

まず申請番号1番につきまして、申請地は第1種農地ですが、二分の一以下の拡

張ということで許可の例外規定にあたります。既に農地ではなく駐車場として利用されておりますので、土砂の流出、その他周辺農地への支障はないため許可相当と判断しました。

続いて申請番号2番につきましても第1種農地ではありますが、集落に接続して設置するため、例外規定にあたるということです。申請地の目の前には圃場整備が終わった農地が広がっているという状況で、こちらは無断転用で始末書の提出があり、現況としては何の許可もなく居宅、車庫等を建築できたことに疑問が残りますが、既に建物が建ち居住していることから、土砂の流出、その他周辺農地への支障はないため、許可相当と判断しました。以上です。

\*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

\*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和8年2月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

#### 申請番号1

申請地は字町裏の田2筆、面積は合計1,019㎡。申請事由は売買により特定建築条件付売買予定地とするものです。

申請地は加美町役場の東南東約1.2kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

#### 申請番号 2

申請地は字町裏の田 1 筆、面積は 5 9 9 m<sup>2</sup>。申請事由は売買により貸家を建築するものです。

申請地は加美町役場の東南東約 1.2 km に位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 5 0 0 m 以内に複数の医療施設が存することから第 3 種農地と判断いたしました。

#### 申請番号 3

申請地は字町裏の田 1 筆、面積は 9 3 2 m<sup>2</sup>。申請事由は売買により特定建築条件付売買予定地とするものです。

申請地は加美町役場の北西約 8 0 0 m に位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね 5 0 0 m 以内に複数の医療施設が存することから第 3 種農地と判断いたしました。

#### 申請番号 4

申請地は菜切谷字橋の田 1 筆、面積は 1 6 8 m<sup>2</sup>。申請事由は売買により住宅を建築するものです。

申請地は加美町役場の南西約 1.5 km に位置し、菜切谷集落内に介在する農地ですが、東側に隣接する圃場と一体化し「おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第 1 種農地と判断いたしました。受人が色麻町にある実家の両親の面倒を見られるエリア且つ、子供の学童等、今後の生活を考慮した上で当該地を選定し自宅を建築するもので、用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

#### 申請番号 5

申請地は菜切谷字清水一番の畑 2 筆、面積は合計 5 9 4 m<sup>2</sup>。申請事由は売買により駐車場を設置するものです。

申請地は加美町役場の北東約 1.7 km に位置し、菜切谷集落内に介在する農地ですが、東側に隣接する圃場と一体化し「おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第 1 種農地と判断いたしました。受人が事業所に隣接して駐車場を確保するもので、用途が事業所の拡張であり、既存施設の面積の二分の一を超えない拡張で、既存施設に隣接して整備するためやむを得ないと判断いたしました。

#### 申請番号 6

申請地は字鹿原前田の畑 1 筆、面積は 1 7 3 m<sup>2</sup>。申請事由は贈与により住宅を建築するものです。

申請地は加美町小野田支所の北東約 3.8 km に位置し、鹿原集落内に介在する農地ですが、南側に隣接する圃場と一体化し「おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第 1 種農地と判断いたしました。現在、隣接する父所有の住宅に居住する受人が、家族 4 人で暮らす住宅を建築するもので、

用途が住宅であり「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、やむを得ないと判断いたしました。

\* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、12番 中村貴美子委員お願いします。

\* 12番（中村貴美子委員） 2月13日に、畠山係長、田生技師、杉村職務代理、猪股弘委員、私の5名で現地調査をして参りました。

まず申請番号1番につきまして、東側は既存L型擁壁を利用、北側と西側には新設の擁壁を設置し土砂の流出を防止します。雨水は南側水路に排出、給水管は町道本管から取り出すため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

続きまして申請番号2番、東側西側共に既存L型擁壁を利用、北側は新設のL型擁壁を設置し土砂の流出を防止します。雨水は南側水路に排出、給水管は町道本管から取り出すため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

続きまして申請番号3番、東側西側共に既存L型擁壁を利用、北側は新設のL型擁壁を設置し土砂の流出を防止します。雨水は南側水路に排出、給水管は町道本管から取り出すため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

続きまして申請番号4番、碎石敷きとしますが、隣接境界線にブロック2段を施工し土砂の流出を防止します。用排水施設はなく雨水は既存水路に放流、汚水は公共下水道へ接続するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。

続きまして申請番号5番、隣接地から3mは碎石敷きを行わず転圧処理のみとし、法面仕上げにて土砂の流出を防止します。用排水施設はなく、雨水は自然勾配により南側と東側の水路に放流するため支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

続きまして申請番号6番、盛土は行わないため土砂の流出はございません。用排水施設はなく、雨水は道路沿いの側溝へ排出、汚水は浄化槽を設置し道路沿い側溝へ排水するため周辺農地の営農に支障はないものとし、許可相当と判断しました。以上です。

\* 議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

---

日程第7 議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)について

\*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局より議案の説明をさせます。

\*事務局（畠山明大係長） 議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)について。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見を求められたので審議されたい。  
令和8年2月26日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

〔 議案書に記載のとおり全14件の促進計画について説明 〕

\*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） はい、15番 杉村委員。

\*15番（杉村昭宏委員） 申請番号12番13番についてですが、賃貸借0円で設定した場合、手数料はかからないのですか。

\*議長（板垣文一会長） では事務局。

\*事務局（佐藤登志子事務局長） 中間管理機構を通し賃借料0円で契約した場合、手数料はかかりません。農用地区域外の農地を、作付はできませんが管理だけはしますというような場合に0円で契約する方が多い状況です。

\*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)についての採決を行います。お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

\*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号 農用地利用集積等促進計画(案)については、原案のとおり農地中間管理機構に許可相当である旨の意見書を提出いたします。

\*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第11回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後2時15分 閉会〉

---

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名する。

令和8年2月26日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 高 橋 秀 生

署名委員 青 砥 美 恵 子